

## 学会誌「Journal of Wellbeing」査読審査体制

### 1. 総則

ウェルビーイング学会の学会誌（以下、「学会誌」と呼称する）の掲載論文等の受付、査読、編集及び発行は、ウェルビーイング学会の学会誌編集委員会（以下、「学会誌編集委員会」と呼称する）がこれを所掌する。

### 2. 学会誌編集委員会

学会誌編集委員会は1名の学会誌編集委員会委員長（以下、「編集委員長」と呼称する）及び数名の編集委員より構成する。編集委員長は理事会が選任する。編集委員長は編集委員を学会員の中から任命する。また、編集委員長は、編集委員長を補佐する副編集委員長を任命することができる。

学会誌は原則として年1回、毎年10月の発刊とし、学会誌編集委員会は投稿のエントリー、投稿受付から査読を経て発行までの日程を、本学会会員に事前に公表する。投稿の種別や手続き等に関しては学会誌の「投稿要領」に、査読及び審査については学会誌の「査読審査ガイドライン」にて定める。

### 3. 査読者

学会誌編集委員会は、学会員の中から投稿論文の査読者に相応しい者を査読委員として予め選任する。査読委員は、研究・業務等に係る分野や専門性等を基に査読分野を登録しておく。学会誌編集委員会は査読分野を参考に査読者の選定を行う。なお、編集委員は担当する投稿の査読者を兼ねることはできない。

### 4. 投稿要件の確認

学会誌編集委員会は、年内発刊の投稿期限までに投稿された論文が投稿規程に定められた要件を満たしているかどうか確認する。投稿論文が要件を満たしている場合には受稿し、満たしていない場合には受稿しない。

投稿者は、二重投稿及び剽窃等、論文投稿に係る不正行為について十分に注意し、そうした不正行為がないようにしなければならない。不正行為が発覚した場合には、投稿論文の受稿の取り消し、審査の拒否、あるいは掲載取り消し等の処分を行うことがある。

### 5. 審査の開始

投稿要件を満たし、受稿となった論文は、学会誌編集委員会が査読委員の中から、投稿論文の分野・内容を基に原則として査読者2名を選定し、投稿期限から2週間以内に査読を依頼する。査読者の氏名は公表しない。

査読依頼を受けた査読委員は、1週間以内に諾否の応答をする。査読の諾否は以下の条件を勘案して検討する

- ① 内容を鑑みて適切な査読が可能か。

- ② 委員が当該論文に直接関係していないか。
- ③ 研究トピックが自身の研究と競合していないか。
- ④ 原則として4週間以内に査読が可能か。

## 6. 査読審査のプロセス

- ① 査読者2名による査読を行う。査読依頼に応じた査読委員は査読者として原則4週間以内に査読を行う。突発的な事故などで、いったん引き受けた査読を期限内に終了できない事由が発生した場合には、速やかに編集事務局に知らせる。
- ② 投稿者の氏名は査読者に開示しない。
- ③ 査読者は期限内に査読意見を学会誌編集委員会に提出する。
- ④ 査読意見を受け取った学会誌編集委員会が原則2週間以内に審議を行い、掲載の可否を決定する。
- ⑤ 査読の判定区分は、「採録（修正なし）」、「条件付き採録（軽微な修正のみで採録可能）」、「条件付き採録（修正後の再査読が必要）」および「不採録」とする。また、投稿原稿の内容および完成度に照らして適当と認める場合には、原著論文として投稿された原稿を研究ノートとして、また、実務研究論文として投稿された原稿を事例報告として採録することができる。さらに、査読者2名の判定が異なる場合は、原則として、より慎重な判定に基づいて審査結果を取りまとめる。ただし、両査読者の判定又は査読意見に著しい相違がある場合、査読内容に重大な疑義がある場合、又は画一的な取扱いが適切でないと編集委員会が認める場合には、編集委員会は、当該投稿原稿について総合的見地から審議を行い、必要に応じて委員会としての見解を付する等の必要な措置を講じた上で、審査結果を決定する。
- ⑥ 査読及び審議の結果は投稿者に通知する。その際に、投稿者に原稿内容の加筆または修正を要求することがある。投稿者は通知を受け取ってから原則4週間以内に指摘の事項に関して回答し、加筆または修正後の原稿を再提出しなければならない。
- ⑦ 査読の回数は原則2回（初回の査読、加筆及び修正後の査読）までとする。
- ⑧ 査読及び審議又は再提出後の審議の後、予め定められた期日までに、学会誌編集委員会から投稿者に対し掲載可否の通知を行う。
- ⑨ 掲載可となった場合は、投稿者は掲載可の通知を受け取ってから原則2週間以内に、最終的な修正を施した掲載用原稿を提出する。その際には図表データも、図表データのみ重ねて提出する。この際の修正は、誤字または脱字等の軽微な修正に限られ、データの修正または追加や論旨の変更、新たな説明や記述の追加または変更は認められない。掲載用原稿の提出以降は、原稿の加筆または修正等の変更はできない。

## 7. 投稿の取り下げ

投稿者は、事情に応じて論文の取り下げを行うことができる。取り下げられる場合には、理由を付してその旨を学会誌編集委員会に申し出るものとする。その申し出を受けて、学会誌編集委員会は審議を行い、取り下げの可否を決定する。

